

令和4年 第8回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和4年7月25日（月）午前10時～

2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室

3 出席者

[委員]

教育長 教育委員3名

[事務局]

教育部長 教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長 生涯学習振興課長
文化課長 学校教育課参事（指導主事）

4 欠席者 1人

5 傍聴人 1人

6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

7 議題及び議事の概要 次のとおり

8 議決事項

令和5年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書採択について
豊見城市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の一部改正について
豊見城市教育支援委員会委員の委嘱について
第2期 豊見城市教育大綱の制定について
令和4年度島尻地区市町村教育委員会協議会役員改選について

9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

<p>教育長</p>	<p>それでは、皆さんおはようございます。令和4年度第8回の定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日備瀬委員の予定でしたけれども欠席のため、大城委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、日程第2の会期日程ですが、1日としてよろしいですか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、会期日程は1日といたします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元にお配りしてあります議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>続きまして、日程第3の議題に入ります。教育長の業務報告を行います。令和4年6月27日月曜日に第7回定例教育委員会を行いました。6月28日火曜日は社会教育委員会委員、翌6月29日水曜日に公民館運営審議会委員に対して委嘱状を交付いたしました。7月6日には第4回定例校長会を実施しております。その他については資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>続いて、日程第4の議案第23号 令和5年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択についてであります。事務局、説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>学校教育課長金城です。議案第23号をお願いします。令和5年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について議案を提出します。提案理由です。豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第11号により、教科書を採択する必要があることから本案を提出するものであります。</p> <p>資料をあけていただきたいと思います。特別支援学級で使用する教科用図書について、1のほうだけ読み上げたいと思います。令和5年度使用特別支援学級用の教科用図書。小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の教科書については、3つのケースがございます。1つ目は、文部科学省検定済教科書であります。2つ目が、いわゆる「☆(ほし)本」と言われる文部科学省著作教科書の当該学年用を使用するのが原則であります。3つ目ですが、障害の種類及び実態により当該学年の文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書を使用することが適切でない場合は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、いわゆる「絵本」などを使用することができるものであります。そのため、学校</p>

	<p>教育法規則第9条の規定による教科用図書を使用するにあたり、市教育委員会において採択を行う必要がございます。</p> <p>次の欄を少し紹介したいと思います。今言った3つのパターンですけれども、上のほうが文部科学省検定済教科書、これは島尻採択地区協議会で採択された図書となっております。次の欄が文部科学省著作教科書、いわゆる☆（ほし）本と言われる教科書となっております。下のほうが学校教育法附則第9条教科用図書、一般図書など、いわゆる絵本等となっております。各図書のリストについては、次ページ以降に添付しております。実際に配布する教科書については、子どもそれぞれの習熟等を勘案して選びたいと考えております。幅広く対応できるよう、採択については別添リスト、教科書全て採択いただくようお願いしたいと思います。説明は以上となります。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。議案第23号 令和5年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について、ご説明がございました。この内容についてご質問が委員の皆さんからありましたら、挙手でお願いいたします。下條委員。</p>
下條委員	<p>ご説明ありがとうございました。採択に関しては大丈夫ではないかと思うんですが、ちょっとお伺いしたいんですけれども、今学校側にはGoogle Chromeですか、配られていますよね。これらの教科書は、全部デジタル教科書もついていますか。つまり、この教科書は紙媒体の教科書の話だと思うんですけれども、私が入っている小学校で、読めないときには読み上げてもらったりとかうまく利用して、子どもたちは自分の学びに合わせて活用している例があるんですね。なので、こういう教科書の全てにデジタル教科書があれば、読みの苦手な子とか、そちらのほうが学びやすい子とかが選べるのかなと思ひまして、どうなっているのかなということです。</p>
教育長	<p>休憩します。</p>
	<p>休 憩 (10時06分) 再 開 (10時10分)</p>
教育長	<p>再開します。それではお願いします。</p>
学校教育課長	<p>学校教育課金城です。デジタル教科書については、通常使われている島尻で普及されている教科書については、既に各教科ごとに入ってきますので、デジタル教科書として読み上げていくというような個別的な支援ができる環境にございます。あと、☆（ほし）本とか絵本については、無料でできるものを学校でダウンロードして、それぞれの教科書選</p>

	定にもそれを考慮しながら使用していただきたいということで、学校には申し伝えたいと思います。
教育長	ほかにございますか。よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、議案第23号 令和5年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択についてであります。提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。それでは、日程第4の議案第23号 令和5年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について、提案どおり決定ということで進めてまいります。ありがとうございます。</p> <p>続いて、日程第5の議案第24号 豊見城市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の一部改正についてであります。事務局、説明をお願いいたします。</p>
学校教育課長	<p>学校教育課金城です。議案第24号をお願いします。豊見城市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の一部改正についてを提案します。</p> <p>提案理由です。豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第2号により教育委員会に関する規則の改正について審議する必要があることから、本案を提出します。</p> <p>教育支援委員会というのは、私も少しまだ言葉に馴染んでおりませんが、以前は就学指導委員会、さらに以前は適正就学指導委員会と呼ばれていて、障害などから特別な支援を要する児童生徒について支援体制を図る委員会でございます。</p> <p>次のページをお願いします。豊見城市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の概要でございます。事業の概要です。本委員会は、教育委員会の諮問に応じて、市内こども園、幼稚園、保育園、小学校及び中学校等において特別支援教育を要する幼児、児童及び生徒の教育支援を行うため当該対象児の教育的措置に関し、調査・審議するものでございます。</p> <p>規則の改正理由です。①令和4年度開校した那覇みらい支援学校の特別支援教育に関わる職員を委員として招きたい。②今後、豊崎中学校が開校することに伴い、関係する職員を委員として招きたい。③豊見城市校長会会長の宛職が多く、負担を減らしたい。</p> <p>改正内容でございます。(1) 現行の委員の数の上限を20名以内から30名以内に改めるものです。(2) 豊見城市立校長会会長を、豊見城市</p>

	<p>立小学校長及び中学校長に改めるとしております。</p> <p>4 施行期日 公布の日から施行する。</p> <p>補足です。委員の数について、20名から30名と増やしたい内容としております。教育支援委員会に上がる児童生徒数は毎年増加傾向にあり、各委員が受け持つ件数も増加しております。このことから、委員を増やし抱える件数を減らすことで、負担を軽減したいと考えております。幸い、今年開校した那覇みらい支援学校からも紹介いただけることとなっております。また、令和6年度には、(仮称)豊崎中学校からも委員を派遣いただきたいと考えております。次に、校長会会長を小学校長及び中学校長としたいというところですが、これまで校長会会長を限定して委員をお願いしておりました。しかし、校長会会長においては、他のこれ以外の委員会も含め充てられている者が多く負担が大きいことから、小中学校長とすることで、ほかの校長に充てることで校長会会長の負担を軽減したいと考えております。また、校長を複数充てることもできることから、さらなる負担軽減を図っていきたいと考えております。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ただいま豊見城市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の一部改正についての説明がございました。委員の方からご質問がございましたら、よろしく申し上げます。はい、宮城委員。</p>
宮城委員	<p>質問ではありません。今回の改正前と改正後の説明がありましたけれども、過去関わっていた者として非常に気になっていた点をこの改正の中に盛り込んでくれたというところにおいては、教育支援委員会が円滑に運用できるものだというふうに思っています。特に説明があったように、子どもたちの人数が増えていく中での検査であったり、これから教育支援委員会が開催されていくかと思うんですけれども、そこに向けての準備等も含めてかなり仕事の量が多いということもありますので、人数がふえるということ。それから確かに校長会の会長が、その教育支援委員会を進行する係ですよね。重なったときに、その進行に支障をきたすというか、他の者が関わらないといけないという現状もあつたりしましたので、そういう意味においても小中からそれぞれというところにおいては、すごくいい案なのかなというふうに思っていますので、ぜひ人数も増やしていただいて、スムーズに運用できるようにお願いしたいと思っております。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。ほかにございますか。大丈夫そうですか。</p>

	<p>それでは議案第24号 豊見城市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の一部改正について、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、日程第6の同意案第30号から同意案第37号 豊見城市教育支援委員会委員の委嘱についての8件について、関連しますので一括して議題に供します。事務局、説明をお願いいたします。</p>
学校教育課長	<p>学校教育課金城です。同意案第30号をお願いいたします。第30号から第37号については、同意案件の内容は同じです。第37号の後のリストで後ほど委員を紹介したいと思います。第30号で文面の説明をしたいと思えます。豊見城市教育支援委員会委員の委嘱について。下記の者を豊見城市教育支援委員会委員に委嘱したいので、豊見城市教育支援委員会条例第4条及び豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則第2条第1項第7号に基づき、教育委員会の同意を求めるものがあります。</p> <p>住所： ██████████ 氏名： ██████████ 生年月日： ██████████</p> <p>██████████ 提案理由です。豊見城市教育支援委員会委員が令和4年8月16日をもって任期を満了することに伴い、豊見城市教育支援委員会委員を委嘱する必要があります。それに伴い、本案を提案するものでございます。</p> <p>第31号以下については、リストで紹介したいと思います。同意案第37号の次のページをお願いいたします。委員候補のNo.1からNo.8を挙げておりますが、同意案第30号がNo.1の ██████████ となっております。同意案第31号がNo.2、 ██████████ となっております。同意案第32号がNo.3、 ██████████ となっております。同意案第33号がNo.4の ██████████ ██████████ となっております。同意案第34号がNo.5、 ██████████ ██████████ となっております。同意案第35号がNo.6、 ██████████ ██████████ となっております。同意案第36号、No.7が ██████████ ██████████ となっております。同意案第37号、No.8が ██████████ ██████████ となっております。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。それでは、同意案第30号から第37号 豊見城市教育支援委員会委員の委嘱についてご質問がございましたら、委員の皆さんは挙手でお願いいたします。</p>

大城委員	お願いします。
教育長	はい、大城委員。
大城委員	委員は任期は1年ですか。何年ですか。
学校教育課長	学校教育課金城です。委員の任期は2年となっております。今回、新規の案件について上げております。
教育長	よろしいでしょうか。
大城委員	ありがとうございました。
教育長	ありがとうございます。宮城委員、どうぞ。
宮城委員	西崎特別支援学校、それから長嶺特別支援学校が新規で委員に入っているんですが、島尻特別支援学校は過去もなかなかコーディネーターが得られないということだったかと思うんですが、今年度に関してはどうでしょうか。
教育長	事務局、どうぞ。
学校教育課長	学校教育課金城です。島尻特別支援学校も現在既に入っております。今年度は継続ということでご理解いただいております。
宮城委員	分かりました。ありがとうございます。
教育長	ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、同意案第30号から同意案第37号 豊見城市教育支援委員会委員の委嘱について、提案どおり同意をしたいと思います。よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 続きまして、日程第7の報告第8号 第2期豊見城市教育大綱の制定についてであります。事務局、説明をお願いします。
教育総務課長	教育総務課長の長嶺です。よろしくお願ひいたします。報告第8号第2期豊見城市教育大綱の制定についてでございます。 報告理由です。豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第5条により報告するものでございます。 お手元の資料をめぐっていただきまして、よろしくお願ひいたします。今般制定された第2期豊見城市教育大綱を資料として配付しております。大綱の趣旨といたしまして、国の教育振興基本計画における基本的な方針を斟酌し、第5次豊見城市総合計画の内容を踏まえたものとなっております。「子どもが生きる夢と希望にみちたまち」を大綱の将来像として、7つの施策を大綱として掲げております。大綱の制定の経緯に

	つきましては、教育委員会も参加しております総合教育会議の中で、協議等や教育委員会内での意見交換を経た後に、市長部局のほうで令和4年6月21日に制定されております。説明については以上になります。
教育長	<p>ありがとうございました。それでは、報告第8号 第2期豊見城市教育大綱の制定についてご質問がございましたら、委員の皆さん、よろしくお願ひします。</p> <p>よろしいでしょうか。委員の皆さん、大丈夫でしょうか。宮城委員、どうぞ。</p>
宮城委員	質問も含めてですが、6月21日に策定しましたというお話だったかと思うんですが、これは何かアップしたりとか、何かそういうことをされているんでしょうか。
教育長	事務局、どうぞ。
教育総務課長	教育総務課長嶺です。制定について、基本的には6月21日付で制定をしましたという形になっております。その後、ホームページ等でお知らせみたいな形を図るというふうに市長部局のほうからは聞いております。それで何日にホームページにアップされたかというのは聞いていませんが、基本的にはそういう形で周知を図るというふうに聞いております。以上になります。
教育長	宮城委員、よろしいですか。
宮城委員	せっかくなので。大綱の趣旨のところの2段目、豊見城市教育大綱はということ、市長及び教育委員会が協議・調整を行い市長が策定しましたという文言について、少し違和感がありますということで前回お話をさせていただいたと思うんですが、やはりこれを明記する必要があるのでしょうかという質問です。制定したということではあるのですが、意見として変更する変更しないを抜きにして。
教育総務課長	教育総務課長嶺です。教育委員との意見交換の後、市長部局と事務局である総務企画部と調整をした後、市長部局のほうで定めたという形になっていますので、いろいろな意見についてはお伝えした後に、市長部局のほうで最終的にこのような形で定めたという内容になっております。以上です。
教育長	ありがとうございます。
宮城委員	分かりました。
教育長	<p>それでは、報告第8号 第2期豊見城市教育大綱の制定についての報告を終わります。</p> <p>続きまして、日程第8の報告第9号 令和4年度島尻地区市町村教育</p>

	委員会協議会役員改選についてであります。事務局、説明をお願いします。 す。
教育総務課長	<p>教育総務課の長嶺です。よろしくお願いいたします。報告第9号 令和4年度島尻地区市町村教育委員会協議会役員改選についてでございます。</p> <p>報告理由です。豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第5条により報告するものでございます。</p> <p>お手元の資料をめぐっていただきまして、よろしくお願いいたします。令和4年度島尻地区市町村教育委員会協議会役員改選（案）を説明資料として配付しております。表の左側に表記されております新役員となっておりますが、令和4年度の役員というようなイメージです。右側に表記されております方々が令和3年度の現役員という形になります。また、後ろのほうにつけております島尻地区市町村教育委員会協議会会則第5条において、役員については定めがございます。併せて、役員の輪番制についても理事会で決定されており、令和4年度につきましては、豊見城市教育委員会は監事を役員として選出することになっております。そのことから、備瀬教育委員本人の同意を事前に受けております。そのことから、令和4年度の役員として選出することとなりましたので、報告させていただきます。なお、その他の島尻地区の市町村教育委員会から令和4年度の役員案の選出を行っていただいた後に、8月2日火曜日10時半から現役員の役員会を経て総会に臨むのですが、総会については書面手続となっておりますが、そのような形の段取りとして決定していく運びとなっております。報告については以上です。</p>
教育長	ありがとうございます。報告第9号 令和4年度島尻地区市町村教育委員会協議会役員改選についてご質問がございましたら、委員の皆さんは挙手でお願いいたします。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは、報告第9号 令和4年度島尻地区市町村教育委員会協議会役員改選について、報告を終わります。ありがとうございます。</p> <p>今回の議案については以上になりますが、教育委員の皆さんから全般を通して気になること、あるいは今確認したいこと等がありましたら、よろしくお願いいたします。</p>
	(その他報告 反訳なし)

教育長	それでは、これもちまして第8回定例教育委員会の全日程を終了します。お疲れさまでした。ありがとうございました。
-----	--

(署名欄)

教育長 瀬長 盛光

教育委員 大城 安司